係る契約を締結した場合については、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に充てるために地方公共団体から交付される補助金その他これに準ずるものの額及び住宅の増改築等工事の費用に充てるために地方公共団体から給付される介護保険法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費又は同法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費の額の合計額。」を「30万円」に改め、同㈡中「（平成23年6月29日以前に増改築等に係る契約を締結した場合については、同欄の記載を要しない。）」を削り、「30万円」を「50万円」に改め、同㈢中「（平成23年6月29日以前に増改築等に係る契約を締結した場合については、同欄の記載を要しない。）」を削り、「30万円」を「50万円」に改め、「平成23年6月29日以前に増改築等に係る契約を締結した場合については、「断熱改修工事等に要した費用の額」と同額を記載するものとする。」を「特定断熱改修工事等に要した費用の額」と同額を記載するものとする。」を削り、同㈢中「（平成23年6月29日以前に増改築等に係る契約を締結した場合については、同欄の記載を要しない。）」を削り、「30万円」を「50万円」に改め、「平成23年6月29日以前に増改築等に係る契約を締結した場合については、「断熱改修工事等に要した費用の額」と同額を記載するものとする。」を「高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」と同額を記載するものとする。」を削る。

別表の備考5㈢㈠中「又は一般断熱改修工事等に要した費用の額」を削り、「ア　高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」の欄には、高齢者等居住改修工事等の1～8のいずれかに該当する工事」を「ア　当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、「租税特別措置法施行令第26条の28の5第1項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して高齢者等居住改修工事等の内容に応じて定める金額を定める告示（平成21年国土交通省告示第384号）に基づき該当する改修工事ごとに算出した額」と、「イ　補助金等」を「イ　当該高齢者等居住改修工事等に係る補助金等」と改め、「（平成23年6月29日以前に住宅の改修工事に係る契約を締結した場合については、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に充てるために地方公共団体から交付される補助金その他これに準ずるものの交付、住宅の増改築等工事の費用に充てるために地方公共団体から給付される介護保険法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費又は同法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費の給付の対象となる工事）」を削り、「「交付される」を「「交付される」と改め、「（平成23年6月29日以前に住宅の改修工事に係る契約を締結した場合については、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に充てるために地方公共団体から交付される補助金その他これに準ずるものの額及び住宅の増改築等工事の費用に充てるために地方公共団体から給付される介護保険法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費又は同法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費の給付の対象となる工事）」を削り、「「交付される」を「「交付される」と改め、「（平成23年6月29日以前に住宅の改修工事に係る契約を締結した場合については、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に充てるために地方公共団体から交付される補助金その他これに準ずるものの額及び住宅の増改築等工事の費用に充てるために地方公共団体から給付される介護保険法第45条第1項に規定する介護予防